

○神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則

平成2年4月7日

規則第4号

改正 平成18年3月23日規則第76号

平成29年7月3日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市防災コミュニティセンター条例（平成2年3月条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出事項)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入場料，受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (2) 入場券，受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (3) 催物その他施設の使用により行おうとする事業の内容

(使用料の後納)

第3条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第4条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 市が条例第3条に掲げる事業を行うため使用するとき。 免除
- (2) 条例第3条第1号に掲げる事業を行うため使用するとき（前号に該当するときを除く。）。 免除
- (3) 国，公共団体又は公共的団体が条例第3条第2号から第4号までに掲げる事業を行うため使用するとき。 使用料の5割相当額の減額

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の行事（条例第3条第2号から第4号までに掲げる事業に係るものに限る。）を行うため使用するとき。使用料の5割相当額の減額

(5) 前各号に掲げるもののほか，特別な事情がある場合において，指定管理者が特に必要があると認めるとき。使用料の5割相当額の減額
(使用料の返還)

第5条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは，次の各号に掲げるときとし，返還する使用料の額は，当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変，不可抗力その他条例第5条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない理由により施設を使用できないとき。使用料の全額

(2) 指定管理者が条例第15条第2項の規定により使用許可を取り消したとき。使用料の全額

(3) 使用者（次号に規定する使用者を除く。）が，使用の1月前の日（当該日が休館日の場合は，その翌日。次号において同じ。）までに指定管理者に使用許可の取消しを申し出て，使用許可の取消しを受けたとき。使用料の5割相当額

(4) 条例第9条第2項の規定の適用を受けた使用者が，使用日の1月前の日までに指定管理者に使用許可の取消しを申し出て，使用許可の取消しを受けたとき。使用料の9割相当額

(5) 前各号に掲げるもののほか，指定管理者が特に必要があると認めるとき。指定管理者が認める額

(禁止行為)

第6条 条例第17条に規定する規則で定める行為は，次に掲げる行為とする。

(1) 火災，爆発その他の危険を生じおそれのある行為をすること。

- (2) 騒音又は大声を発し，暴力を用い，その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設又はその附属設備を損傷し，若しくは滅失し，又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し，又はまき散らすこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し，又は喫煙すること。
- (6) 所定の場所以外の場所にごみ，空缶その他汚物を捨てること。
- (7) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (8) 許可を受けないで寄附金品を募集し，物品を販売し，若しくは陳列し，又は飲食物を販売し，若しくは提供すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，指定管理者が不相当と認める行為
(使用時間)

第7条 施設の使用時間は，午前9時から午後9時までとする。ただし，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては，午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は，特別の理由があると認めるときは，前項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 休館日は，次に掲げる日とする。

- (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までをいう。）
- (2) 毎週月曜日
- (3) 指定管理者が神戸市防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営上必要があると認める日

2 指定管理者は，特に必要があると認めるときは，前項第1号及び第2号の規定にかかわらず，これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は，主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第2号、第4条第2号から第4号まで、第5条第2号から第5号まで、第6条第9号、第7条第2項並びに第8条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第3条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第2号から第4号まで、第5条第2号から第5号まで、第6条第9号、第7条第2項並びに第8条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第76号）による改正前の神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則第2条、第5条第2項及び第6条第2項並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

附 則（平成18年3月23日規則第76号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月3日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。